

来所相談は予約制 (60 日前より受付開始)

申込方法: ①当会予約サイト

※要会員番号、パスワード

②電話 050-3719-5607 平日 9 時～17 時

③来所 平日 9 時～12 時、13 時～17 時



予約サイト

令和 8 年 5 月 吉日

一般社団法人みどり青色申告会

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

5 月 1 2 日 (火) より新事務所 (青葉台) にて業務開始

かねてよりお知らせしておりましたとおり、みどり青色申告会は事務所を移転し、5 月 12 日 (火) より新事務所にて業務を開始いたします。

ご来所の際は、お間違えのないようご注意ください。

また、事務所 (5 階) へ通じるエレベーターは 1 基のみとなっております。点検などにより停止する場合がございます。日程が分かり次第、ホームページなどでご案内いたします。

なお、5 月 11 日 (月) まで移転作業のため閉所しております。

〒227-0062 横浜市青葉区青葉台 2-6-1 ケンシュウ第 6 ビル 5 階
(田園都市線 青葉台駅 徒歩 2 分)
電話番号、FAX は変更ありません。

1 階に NTTドコモが入っているビルです!

入口

会員専用 (無料) の駐車場・駐輪場は、ご用意がございません。
※車・バイクなどでお越しの方：
近隣コインパーキング、駐輪場をご利用ください。

パーキングマップ▶

上期源泉所得税相談会開催

源泉税の納付期限は **7 月 1 0 日 (金)** です。

従業員 (青色専従者、パート、アルバイトを含む) を雇っている事業主で、6 か月ごとの特例適用を受けている場合は、**7 月 1 0 日 (金) まで** に源泉所得税を税務署に納める必要があります。

※納付する源泉徴収税額がない場合 (源泉税額が 0 円) であっても、税務署に納付書の提出が必要です。

相談期間: 6 月 1 6 日 (火) ~ 7 月 1 0 日 (金)

相談時間: 9:00~12:00、13:00~16:00

1 枠 **25** 分 但し、従業員が 3 名以上又は 2 名で

2 名とも源泉徴収ありの場合は最大 2 枠 (50 分)



青色申告会では個別でサポートを受けることができます！

記帳指導と記帳点検【4～8月】

青色申告特別控除 65 万円の適用、会計ソフトを導入したい方、消費税申告に向けた記帳方法や点検、インボイス制度などのご相談。
※安価な会計ソフト (Mac やクラウド型を含む) のご紹介、操作方法もご案内いたします。

決算に向けた準備【9～11月】

記帳点検とあわせて、減価償却（主に車の購入・買い換え）など、決算特有である処理のご相談。
会計ソフトで入力しただけでは完成ではありません。



従業員や専従者の手続き【6・12月】

源泉所得税の徴収や納付、マイナンバーの管理や年末調整へ向けた必要書類の準備など、従業員を雇用するうえで必要な手続きをお伝えします。



決算・確定申告【12～3月】

e-Tax の環境も整えていますので、完成したその場で申告を済ませることができます。
※12月～1月中旬および申告期の再予約は有料です。(4頁「会費外料金について」参照)



確定申告期間中は、一度の来所で終了するよう、早期相談を心がけてください！

令和8年度税制改正(青色申告特別控除の見直し)について

令和8年度税制改正により、青色申告特別控除の見直しが行われました。今回の見直しでは青色申告特別控除の上限額が75万円に引き上げられる一方で、要件(※)を満たさない場合は**控除額が満額で受けられなくなる**、あるいは**適用外となる**恐れがあります。なお、この見直しは令和9年分から適用となります。

(※) 75万円控除を受けるための必須条件：優良な電子帳簿保存について

75万円の青色申告特別控除を受けるためには、e-Taxに加え、「**優良な電子帳簿**」の保存(対応会計ソフトを利用)が**必須条件**となります。(当会取り扱いの「ブルーリターンA」、「ジョブカン」は優良電子帳簿対応の会計ソフトです)

優良な電子帳簿であれば、他にも過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減されるメリットがありますが、2つの特典の適用を受けるためには以下が必要となります。

- ・あらかじめ(法定申告期限までに)届出書を提出する
- ・その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付、保存を行っている
(ブルーリターンAは設定不要、ジョブカンであればご購入時に設定済み)

このほかの改正項目などの詳細は「みどり青申」令和8年8月号以降であらためてご案内いたします。

令和8年度

税のカレンダー

■…租税公課（税込経理の方のみ）
 ■…事業主貸
■…租税公課（事業使用割合分のみ）
 ■…預り金

		国 税		地 方 税	
令和8年	4月	23日(木)	所得税	令和7年分振替納付日	
		30日(木)	消費税	令和7年分振替納付日	固定資産税の納付期限(第1期)
	6月	1日(月)	所得税	令和7年分延納分の納付期限	(軽)自動車税の納付期限
		30日(火)			個人住民税の納付期限(第1期)
	7月	10日(金)	源泉税	納期の特例(1月～6月分)納付期限	
		15日(水)	所得税	予定納税の減額申請期限(第1期及び第2期)	
		31日(金)	所得税	予定納税の納付期限(第1期)	固定資産税の納付期限(第2期)
	8月	31日(月)	消費税	中間申告・納付期限(年1回の場合)	個人事業税の納付期限(第1期)
					個人住民税の納付期限(第2期)
	9月	29日(火)	消費税	中間申告の振替納付日	
11月	2日(月)			個人住民税の納付期限(第3期)	
	16日(月)	所得税	予定納税の減額申請期限(第2期のみの場合)		
	30日(月)	所得税	予定納税の納付期限(第2期)	個人事業税の納付期限(第2期)	
令和9年	1月	4日(月)			固定資産税の納付期限(第3期)
		20日(水)	源泉税	納期の特例(7月～12月分)納付期限	
	2月	1日(月)			個人住民税の納付期限(第4期)
					償却資産税の申告期限 給与支払報告書の提出期限
	3月	1日(月)			固定資産税の納付期限(第4期)
		15日(月)	所得税	令和8年分申告・納付期限	
贈与税			令和8年分申告・納付期限		
31日(水)	消費税	令和8年分申告・納付期限			

(注) 地方税（特に固定資産税）に関する納付期限は各都道府県または市（区）町村により異なる場合があります。申告及び納付期限は変更される場合があります。税務・都道府県・市区町村からの案内・納付書等をご確認ください。

第14回定時総会を開催致します

開催日：令和8年5月29日（金）

時 間：①総 会 15：00～（受付開始 14：40）

②懇親会 17：00～（会費 5,000 円）立食buffet方式

会 場：青葉台フォーラム

住 所：横浜市青葉区青葉台 1-5-8

（東急田園都市線青葉台駅徒歩3分）

その他：総会出席者には事前に議案書を、懇親会

出席者には会費支払方法のご案内をお送り

いたします。

第14回定時総会



会員特典 専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局 (TEL:050-3719-5607) まで。

税理士による税務相談 予約制 (WEB予約可)

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

5月26日(火)、6月17日(水)、
7月17日(金)

9:30～、10:30～、11:30～ ※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

協力：東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

① 自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談 予約制 (WEB予約可)

5月21日(木)、6月11日(木)、7月13日(月)
14:00～、15:00～ ※60日前受付開始

青色家づくりサポート 協力：パナソニックホームズ

② 空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談 随時お申込制

協力：株式会社 市島

社会保険労務士相談 随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。

相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



小林社労士
(当会顧問)

弁護士相談 随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。
相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



波戸岡弁護士
(当会顧問、青年部員)

※感染症や悪天候などのやむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

令和8年度の年会費について

青色コーナー入会者等を除く口座振替の方につきましては、4月27日(月)に年会費 **30,000円** をご指定の口座より引落しさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

口座振替のお手続きをされていない方には、振込用紙を郵送にてお送りしております。規程により **5月末日まで** にお支払いただきますようお願いいたします。

なお、**6月以降のお支払い**につきましては、**会費再振替手数料(※1)** や**会費納入遅延加算(※2)** が別途発生いたしますので、ご注意ください。

※1…500円

※2…2,000円 (令和7年4月1日導入) 会費外料金について→



事務所の休みについて

5月22日(金) 午後より

5月29日(金) 午後より

6月26日(金)、7月24日(金)、8月7日(金)

8月13日(木)～17日(月)

職員会議のため

第14回定時総会のため

職員研修のため

夏期休暇のため

ご不便をお掛け致しますが、ご理解ご協力をお願い致します。

